

「投資信託等の運用に関する規則」の一部改正（案）

平成 20 年 12 月 12 日
（下線部分変更）

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">投資信託等の運用に関する規則</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(定 義)</p> <p>第2条 この規則において「投資信託」とは、信託財産を主として、投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令第480号（以下「政令」という。））第3条に規定する特定資産（以下「特定資産」という。）に対する投資として運用することを目的とするものをいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この規則において「ファンド・オブ・ファンズ」とは、投資信託及び<u>外国投資信託の受益証券（金商法第2条第1項第10号に規定する投資信託及び外国投資信託の受益証券をいう。振替投資信託受益権を含む。以下同じ。）並びに投資法人及び外国投資法人の投資証券（金商法第2条第1項第11号に規定する投資証券及び外国投資証券（外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除く。以下同じ。）をいい、振替投資口を含む。）</u>（以下「投資信託証券」という。）への投資を目的とする投資信託（当該投資信託委託業者が、自ら運用の指図を行う親投資信託（その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とするもののうち、投資信託約款（以下「約款」という。）においてファンド・オブ・ファンズにのみに取得されることが定められている投資信託以外の投資信託をいう。以下同じ。）の投資信託証券のみを主要投資対象とするものを除く。）をいう。</p> <p>第2条の2～第3条 (略)</p> <p>(取引等の指図)</p> <p>第4条 投資信託委託会社（投信法第2条第11項に規定する投資信託委託会社をいい、以下「委託会社」という。）は、証券投資信託の信託財産（以下「投資信託財産」という。）に係る運用の指図に当たって、当該運用の指図を行う時点における市場の状況や価格などを総合的に勘案した上で、投資信託財産にとって最も有利と判断する条件によって運用の指図を行うように努めるものとする。なお、取引所を通さない取引など引合いを要する取引については、当該判断に関する事跡を明確化するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">投資信託等の運用に関する規則</p> <p>第1条 (同 左)</p> <p>(定 義)</p> <p>第2条 (同 左)</p> <p>2 (同 左)</p> <p>3 この規則において「ファンド・オブ・ファンズ」とは、<u>証券投資信託及び不動産投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含む。以下同じ。）並びに証券投資法人及び不動産投資法人の投資証券（以下「投資信託証券」という。）への投資を目的とする投資信託</u>（当該投資信託委託業者が、自ら運用の指図を行う親投資信託（その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とするもののうち、投資信託約款（以下「約款」という。）においてファンド・オブ・ファンズにのみに取得されることが定められている投資信託以外の投資信託をいう。以下同じ。）の投資信託証券のみを主要投資対象とするものを除く。）をいう。</p> <p>第2条の2～第3条 (同 左)</p> <p>(取引等の指図)</p> <p>第4条 投資信託委託会社（投資信託及び投資法人に関する法律（平成12年法律第198号、以下「投信法」という。）第2条第11項に規定する投資信託委託会社をいい、以下「委託会社」という。）は、証券投資信託の信託財産（以下「投資信託財産」という。）に係る運用の指図に当たって、当該運用の指図を行う時点における市場の状況や価格などを総合的に勘案した上で、投資信託財産にとって最も有利と判断する条件によって運用の指図を行うように努めるものとする。なお、取引所を通さない取引など引合いを要する取引については、当該判断に関する事跡を明確化するものとする。</p>

改 正 案	現 行
<p>第5条～第11条 (略)</p> <p>(組入投資信託証券の範囲等)</p> <p>第12条 投資信託財産が組入れる<u>投資信託証券</u>は、次に掲げる<u>もの</u>に限るものとする。</p> <p>(1) 第3条に規定する証券投資信託の受益証券又は第25条及び第26条に規定する証券投資法人の投資証券(海外における同様の資産で、<u>金商法に定める外国投資信託受益証券又は外国投資証券(以下「外国投資信託証券」という。)</u>に該当するものを含む。)</p> <p>(2) 不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則第3条第1項に規定する不動産投資信託の受益証券又は不動産投資法人の投資証券(海外における同様の資産で、<u>外国投資信託証券</u>に該当するものを含む。以下「不動産投資信託証券」という。)</p> <p>(3) 第27条に規定する証券投資信託以外の投資信託の受益証券又は第30条に規定する証券投資法人以外の投資法人の投資証券(<u>海外における同様の資産で、外国投資信託証券に該当するものを含む。)</u>)</p> <p><u>(4) 前各号に掲げる投資信託証券が、外国投資信託証券である場合には、細則で定める要件を満たす外国投資信託証券とする。</u></p> <p>2 前項に規定する<u>投資信託証券</u>の合計額は、当該投資信託財産の純資産総額の5%を超えてはならないものとする。<u>ただし、細則で定める投資信託証券の額については合計額の計算において、これを算入しない。</u></p> <p>3 一委託会社(当該委託会社が運用の指図を行う証券投資法人を含む。)<u>が一つの投資信託証券</u>に投資できる額は、投資される<u>投資信託証券</u>に係る投資信託又は投資法人の運用の指図を行っている委託会社の同意がない限り、投資される投資信託又は投資法人の純資産総額の50%を超えてはならないものとする。</p>	<p>第5条～第11条 (同左)</p> <p>(組入投資信託証券の範囲等)</p> <p>第12条 投資信託財産が組入れる<u>投資信託若しくは外国投資信託(投信法第2条第22項に規定する外国投資信託をいう。以下同じ。)</u>の受益証券又は投資法人若しくは外国投資法人(投信法第2条第23項に規定する外国投資法人をいう。以下同じ。)<u>の投資証券</u>は、次に掲げる<u>いずれかの受益証券又は投資証券</u>に限るものとする。<u>ただし、当該投資信託財産の運用の指図を行う委託会社が、自ら運用の指図を行う親投資信託に係る受益証券についてはこの限りでない。</u></p> <p>(1) 第3条に規定する証券投資信託の受益証券又は第25条及び第26条に規定する証券投資法人の投資証券(<u>投資される投資信託証券が、外国証券投資信託(外国投資信託のうち証券投資信託に類するものをいう。)</u>又は外国証券投資法人(外国投資法人のうち証券投資法人に類するものをいう。)<u>の証券投資信託証券(以下「外国証券投資信託証券」という。)</u>である場合には、<u>細則で定める要件を満たす外国証券投資信託証券とする。)</u></p> <p>(2) 不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則第3条第1項に規定する不動産投資信託の受益証券又は不動産投資法人の投資証券(海外における同様の資産で、<u>金商法に定める外国投資信託受益証券又は外国投資証券(外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除く)</u>)に該当するものを含む。以下「不動産投資信託証券」という。)</p> <p>(3) 第27条に規定する証券投資信託以外の投資信託の受益証券又は第30条に規定する証券投資法人以外の投資法人の投資証券</p> <p>(新設)</p> <p>2 前項に規定する<u>受益証券と投資証券</u>の合計額は、当該投資信託財産の純資産総額の5%を超えてはならないものとする。<u>ただし、当該投資信託財産に既に組入れていた株式等が転換等により受益証券又は投資証券に該当することとなった場合の当該受益証券又は投資証券の額については合計額の計算において、これを参入しない。</u></p> <p>3 一委託会社(当該委託会社が運用の指図を行う証券投資法人を含む。)<u>が一つの受益証券又は投資証券</u>に投資できる額は、投資される<u>受益証券又は投資証券</u>に係る投資信託又は投資法人の運用の指図を行っている委託会社の同意がない限り、投資される投資信託又は投資法人の純資産総額の50%を超えてはならないものとする。</p>

改正案	現行
<p>4 委託会社は、<u>投資信託証券</u>の組入れに当り、次の指図を行なってはならない。 (1) (略) (2) ファンド・オブ・ファンズ(当該ファンド・オブ・ファンズが親投資信託<u>並びに政令第12条第1号及び第2号に規定する投資信託(外国投資信託のうちこれに類するものを含む。以下「上場投資信託」という。)</u>の場合を除く。)への投資</p> <p>5 委託会社は、当該委託会社が自ら運用の指図を行う<u>投資信託証券</u>を組入れる場合は、利益相反に十分留意しなければならない。</p> <p><u>(親投資信託への投資の特例)</u> 第12条の2 投資信託委託業者が、自ら運用の指図を行う親投資信託の投資信託証券を投資対象とする投資信託において当該親投資信託証券に投資する場合は、前条第2項及び第3項の規定は適用しないものとする。</p> <p>第13条 (略)</p> <p>(中期国債ファンドにおける資産の組入れ制限) 第14条 中期国債ファンドは、次に掲げる資産の組入れは行わないものとする。 (1)～(8) (略) <u>(9) 商品(政令第3条第9号に規定するものをいう。)</u> <u>(10) 商品投資等取引に係る権利(政令第3条第10号に規定するものをいう。)</u></p> <p>第15条～第16条 (略)</p> <p>(デリバティブ取引等に係る投資制限) 第17条 投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として予め委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引等(デリバティブ取引とは金商法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引、<u>選択権付債券売買及び商品投資等取引(政令第3条第10号に規定するものをいう。)</u>)を含む。以下「デリバティブ取引等」という。)を行い、又は継続することを内容とした運用を行ってはならない。</p>	<p>4 委託会社は、<u>受益証券又は投資証券</u>の組入れに当り、次の指図を行なってはならない。 (1) (同左) (2) ファンド・オブ・ファンズ(当該ファンド・オブ・ファンズが親投資信託の場合を除く。)への投資</p> <p>5 委託会社は、当該委託会社が自ら運用の指図を行う<u>受益証券又は投資証券</u>を組入れる場合は、利益相反に十分留意しなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>第13条 (同左)</p> <p>(中期国債ファンドにおける資産の組入れ制限) 第14条 中期国債ファンドは、次に掲げる資産の組入れは行わないものとする。 (1)～(8) (同左) (新設) (新設)</p> <p>第15条～第16条 (同左)</p> <p>(デリバティブ取引等に係る投資制限) 第17条 投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として予め委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引等(デリバティブ取引とは金商法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引<u>及び</u>選択権付債券売買を含む。以下「デリバティブ取引等」という。)を行い、又は継続することを内容とした運用を行ってはならない。</p>

改正案	現行
<p>第18条～第20条 (略)</p> <p>(私募の証券投資信託)</p> <p>第21条 私募 (金商法第2条第3項に規定する私募をいう。以下同じ。) の証券投資信託の投資信託財産 (以下「私募投資信託財産」という。) の運用の指図を行うに当たっては、次の各号に掲げるところにより行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第12条 (第1項第4号を除く。以下この項において同じ。) の規定は、私募投資信託財産の投資信託の受益証券又は投資法人の投資証券の組入れについて準用する。この場合において同条中「投資信託財産」とあるのは「私募投資信託財産」と読み替えるものとする。</p> <p>ただし、第12条第1項第1号及び第3号に規定する投資信託証券並びに及び次に掲げる要件を満たす不動産投資信託証券の組入れについては、第12条第2項の規定にかかわらず投資できるものとする。</p> <p>イ 時価評価が可能な不動産投資信託証券であること</p> <p>ロ 決算時点等における運用状況等が入手可能な不動産投資信託証券であること</p> <p>(3) (略)</p> <p>(公募のファンド・オブ・ファンズの要件等)</p> <p>第22条 公募 (私募以外のものをいう。以下同じ。) のファンド・オブ・ファンズは、次に掲げる要件を満たすものに限るものとする。</p> <p>(1) 組入れる投資信託証券が国内の投資信託証券である場合は、公募の投資信託証券 (以下「公募投資信託証券」という。) 及び公募投資信託に係る本会の規則等が適用されている投資信託証券であること。なお、組入れる投資信託証券が外国投資信託証券である場合は、細則で定める要件に適合する外国投資信託証券であること。</p> <p>(2) 投資信託証券への投資以外の投資及び取引については、次に掲げる投資及び取引に限られているものであること。</p> <p>イ CP、短期社債等 (<u>社債、株式等の振替に関する法律</u>第66条第1号に規定する短期社債、保険業法第61条の10第1項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第2条第8項に規定する特定短期社債、信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債、農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債及び一般振替機関の監督に関する命令第38条第2項に規定する短期外債をいう。)、CD、預金、指定金銭信託 (金商法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託の受益証券及び同条第2項第1号に規定する信託の受益権のうち投資信託及び投資法人に関する法律施行規則 (平成12年府令第129号) 第22条第1項第2号に規定する元本補填契約のある金銭信託の受益権をいう。)、コール・ローン及び手形割引市場で売買される手形への投資</p>	<p>第18条～第20条 (同 左)</p> <p>(私募の証券投資信託)</p> <p>第21条 私募 (金商法第2条第3項に規定する私募をいう。以下同じ。) の証券投資信託の投資信託財産 (以下「私募投資信託財産」という。) の運用の指図を行うに当たっては、次の各号に掲げるところにより行うものとする。</p> <p>(1) (同 左)</p> <p>(2) 第12条 (第1項第1号括弧書きを除く。) の規定は、私募投資信託財産の投資信託の受益証券又は投資法人の投資証券の組入れについて準用する。この場合において同条中「投資信託財産」とあるのは「私募投資信託財産」と読み替えるものとする。</p> <p>ただし、第12条第1項第1号に規定する投資信託証券及び次に掲げる要件を満たす不動産投資信託証券の組入れについては、第12条第2項の規定にかかわらず投資できるものとする。</p> <p>イ 時価評価が可能な不動産投資信託証券であること</p> <p>ロ 決算時点等における運用状況等が入手可能な不動産投資信託証券であること</p> <p>(3) (同 左)</p> <p>(公募のファンド・オブ・ファンズの要件等)</p> <p>第22条 公募 (私募以外のものをいう。以下同じ。) のファンド・オブ・ファンズは、次に掲げる要件を満たすものに限るものとする。</p> <p>(1) (同 左)</p> <p>(2) 投資信託証券への投資以外の投資及び取引については、次に掲げる投資及び取引に限られているものであること。</p> <p>イ CP、短期社債等 (<u>社債等の振替に関する法律</u>第66条第1号に規定する短期社債、保険業法第61条の10第1項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第2条第8項に規定する特定短期社債、<u>商工組合中央金庫法第33条の2に規定する短期商工債</u>、信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債、農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債及び一般振替機関の監督に関する命令第38条第2項に規定する短期外債をいう。)、CD、預金、指定金銭信託 (金商法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託の受益証券及び同条第2項第1号に規定する信託の受益権のうち投資信託及び投資法人に関する法律施行規則 (平成12年府令第129号) 第22条第1項第2号に規定する元本補填契約のある金銭信託の受益権をいう。)、コール・ローン及び手形</p>

改正案	現行
<p>ロ～二 (略)</p> <p><u>ホ 金商法第2条第1項第14号及び第17号に規定する受益証券発行信託の受益証券(イに掲げるものを除く。)、同法第2条第2項に規定する信託の受益権等のうち細則に定める要件を満たした</u> <u>ものへの投資</u></p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>2 公募のファンド・オブ・ファンズが組入れる不動産投資信託証券は、次に掲げる要件を満たすものに限るものとする。</p> <p>(1) 上場又は店頭登録(以下「上場等」という。)をしているもの(上場等の前の新規募集又は売出し、若しくは上場等の後の追加募集又は売出しに係るものを含む。)で、常時売却可能(<u>市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除く。</u>)なものであること</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>3 公募のファンド・オブ・ファンズが組入れる<u>上場投資信託</u>は、次に掲げる要件を満たすものに限るものとする。</p> <p>(1) 上場しているもので、常時売却可能(<u>市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除く。</u>)なものであること</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>4～5 (略)</p> <p>(公募のファンド・オブ・ファンズの投資制限等)</p> <p>第23条 公募のファンド・オブ・ファンズは、原則として複数の投資信託証券に投資するものとする。<u>ただし、当該ファンド・オブ・ファンズが上場投資信託の場合であって、かつ外国における資産で当該国からの持出し制限のある資産への投資を目的とする投資信託証券に投資する場合はこの限りではない。</u></p> <p>(削除)</p>	<p>割引市場で売買される手形への投資</p> <p>ロ～二 (同左) (新設)</p> <p>(3)～(6) (同左)</p> <p>2 公募のファンド・オブ・ファンズが組入れる不動産投資信託証券は、次に掲げる要件を満たすものに限るものとする。</p> <p>(1) 上場又は店頭登録(以下「上場等」という。)をしているもの(上場等の前の新規募集又は売出し、若しくは上場等の後の追加募集又は売出しに係るものを含む。)で、常時売却可能なものであること</p> <p>(2)～(3) (同左)</p> <p>3 公募のファンド・オブ・ファンズが組入れる<u>特定株式投資信託(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第3条の2に規定する特定株式投資信託をいう。以下同じ。)</u>は、次に掲げる要件を満たすものに限るものとする。</p> <p>(1) 上場しているもので、常時売却可能なものであること</p> <p>(2)～(3) (同左)</p> <p>4～5 (同左)</p> <p>(公募のファンド・オブ・ファンズの投資制限等)</p> <p>第23条 公募のファンド・オブ・ファンズは、原則として複数の投資信託証券に投資し、かつ、<u>一の投資信託証券(約款又は規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得(販売会社及び委託会社が一時取得する場合を含む。))される投資信託であることが記載されている投資信託証券を除く。)</u>への投資は、<u>当該ファンド・オブ・ファンズの純資産総額の50%(不動産投資信託証券への投資は、純資産総額の30%とする。)</u>を超えないものとする。</p> <p><u>ただし、当該ファンド・オブ・ファンズの一部解約及び償還への対応並びに投資環境等の運用上やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。</u></p> <p>2 <u>特定の不動産投信指数に連動する投資成果を目指すファンド・オブ・ファンズについて、当該指数</u></p>

改正案	現行
<p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(私募のファンド・オブ・ファンズ)</p> <p>第24条 第21条において準用する第3条から第7条、第9条から第10条、第12条(第1項第4号を除く。)及び第15条第1項第9号並びに第21条第1項第2号ただし書きの規定は、私募のファンド・オブ・ファンズについてそれぞれ準用する。この場合において、第3条中「証券投資信託」とあるのは「私募のファンド・オブ・ファンズ」と、第4条中「証券投資信託の信託財産(以下「投資信託財産」という。)」とあるのは「私募のファンド・オブ・ファンズの財産」と、第5条から第7条、第9条から第10条、第12条及び第15条中「投資信託財産」とあるのは「私募のファンド・オブ・ファンズ」と読み替えるものとする。</p>	<p>における時価の構成割合が30%を超える不動産投資信託証券(前条第2項各号の要件を満たすものに限る。)がある場合には、前号の規定にかかわらず当該不動産投信指数との連動性を維持するために不動産投資信託証券を当該不動産指数の構成割合の範囲で組入れることができるものとする。</p> <p><u>3 特定株式投資信託を組入れる場合には、第1項の規定にかかわらず、一つの当該投資信託をファンド・オブ・ファンズの純資産総額の範囲まで組入れることができるものとする。</u></p> <p>(私募のファンド・オブ・ファンズ)</p> <p>第24条 第21条において準用する第3条から第7条、第9条から第10条、第12条(第1項第1号括弧書を除く。)及び第15条第1項第9号並びに第21条第1項第2号ただし書きの規定は、私募のファンド・オブ・ファンズについてそれぞれ準用する。この場合において、第3条中「証券投資信託」とあるのは「私募のファンド・オブ・ファンズ」と、第4条中「証券投資信託の信託財産(以下「投資信託財産」という。)」とあるのは「私募のファンド・オブ・ファンズの財産」と、第5条から第7条、第9条から第10条、第12条及び第15条中「投資信託財産」とあるのは「私募のファンド・オブ・ファンズ」と読み替えるものとする。</p>
<p>第25条～第26条 (略)</p>	<p>第25条～第26条 (同 左)</p>
<p>(投資の原則)</p> <p>第27条 有価証券及び不動産以外の資産を主たる投資対象とする投資信託(以下「証券投資信託等以外の投資信託」という。以下次条及び第29条において同じ。)は、金商法第2条第2項第1号及び第2号(「不動産投資信託および不動産投資法人に関する規則」(以下「不動産に関する規則」という。))第3条第2項第5号に規定するものを除く。)並びに政令第3条第2号(有価証券についての有価証券関連デリバティブ取引を除く。)、第6号、第7号、第8号(不動産に関する規則第3条第2項第7号に係るものを除く。)、<u>第9号及び第10号</u>に規定する資産を主たる投資対象とし、当該投資信託の財産の総額の2分の1を超える額をこれらの資産に対する投資として運用するものとする。ただし、証券投資信託等以外の投資信託の設定当初、解約及び償還への対応並びに投資環境等の運用上やむをえない事情があるときは、この限りでない。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p>(投資の原則)</p> <p>第27条 有価証券及び不動産以外の資産を主たる投資対象とする投資信託(以下「証券投資信託等以外の投資信託」という。以下次条及び第29条において同じ。)は、金商法第2条第2項第1号及び第2号(「不動産投資信託および不動産投資法人に関する規則」(以下「不動産に関する規則」という。))第3条第2項第5号に規定するものを除く。)、<u>政令第3条第2号(有価証券についての有価証券関連デリバティブ取引を除く。)、第6号、第7号、第8号(不動産に関する規則第3条第2項第7号に係るものを除く。)</u>に規定する資産を主たる投資対象とし、当該投資信託の財産の総額の2分の1を超える額をこれらの資産に対する投資として運用するものとする。ただし、証券投資信託等以外の投資信託の設定当初、解約及び償還への対応並びに投資環境等の運用上やむをえない事情があるときは、この限りでない。</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p>

改正案	現行
<p>附 則</p> <p>1 この改正は、平成 年 月 日より実施する。</p> <p>ただし、この改正の際現に存する証券投資信託については、従前の規定によることができるものとする。</p> <p>2 株式会社商工組合中央金庫法（平成 19 年法律第 74 号）附則第 38 条に規定する短期商工債については、第 22 条第 1 項第 2 号イに規定する短期社債等とみなす。</p>	